

# 上山市議会会議録

第476回定例会

予算特別委員会

(平成29年3月9日)

上山市議会第476回定例会  
〔平成29年3月予算特別委員会会議録〕  
(第4日)

平成29年3月9日(木曜日)

本日の会議に付した事件

- 議第9号 平成29年度上山市公共下水道事業特別会計予算  
議第10号 平成29年度上山市農業集落排水事業特別会計予算  
議第11号 平成29年度上山市介護保険特別会計予算  
議第12号 平成29年度上山市浄化槽事業特別会計予算  
議第13号 平成29年度上山市施設貸付事業特別会計予算  
議第14号 平成29年度上山市後期高齢者医療特別会計予算  
議第15号 平成29年度上山市水道事業会計予算

---

出席委員氏名

出席委員(15人)

守岡等	委員	井上学	委員
高橋恒男	委員	谷江正照	委員
棚井裕一	委員	川崎朋巳	委員
佐藤光義	委員	尾形みち子	委員
長澤長右衛門	委員	中川とみ子	委員
枝松直樹	委員	浦山文一	委員
大沢芳朋	委員	高橋義明	委員
坂本幸一	委員		

欠席委員(0人)

---

説明のため出席した者

横戸長兵衛 市長 塚田哲也 副市長

鈴木 英 夫	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長	鈴木 直 美	市政戦略課長
金 沢 直 之	財政課長	舟 越 信 弘	税務課長
鏡 順	市民生活課長	尾 形 俊 幸	健康推進課長
土 屋 光 博	福祉事務所長	富 士 英 樹	商工課長
平 吹 義 浩	観光課長	前 田 豊 孝	農林課長 (併)農業委員会 事務局 長
藤 田 大 輔	農業夢づくり課長	近 埜 伸 二	建設課長
秋 葉 和 浩	上下水道課長	齋 藤 智 子	会計管理者 (兼)会計課長
佐 藤 浩 章	消防長	古 山 茂 満	教育委員会 教 育 長
太 田 宏	教育委員会 教 育 課 長	加 藤 洋 一	教育委員会 学 校 教 育 課 長
井 上 咲 子	教育委員会 教 育 課 長	鏡 裕 一	教育委員会 ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 和 啓	監査委員	渡 辺 る み	監査委員 事 務 局 長

**事 務 局 職 員 出 席 者**

佐 藤 毅	事務局 長	遠 藤 友 敬	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 任	後 藤 彩 夏	主 事

午前10時00分 開 議

**開 議**

○尾形みち子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

本日は、特別会計予算及び水道事業会計予算の審査を行います。

**議第9号 平成29年度上山市  
公共下水道事業特別  
会計予算**

○尾形みち子委員長 それでは、議第9号平成29年度上山市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 おはようございます。

命によりまして、議第9号平成29年度上山市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げますので、157ページをお開き願います。

平成29年度上山市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億400万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものであります。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によるものであります。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は8億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げますので、169ページ、170ページをお開き願います。

歳出から御説明申し上げます。

1款公共下水道費1項1目公共下水道管理費4,619万2,000円は、前年度当初対比89万5,000円の減であります。公課費

の減によるものであります。

内訳は、一般管理費では、委託料に台帳作成業務や下水道使用料徴収委託料などを、負担金補助及び交付金に下水道事業子育て世帯補助金などを、公課費に消費税を措置するものであります。

公共下水道普及促進費では、排水設備等設置改造資金利子補給などの経費を措置するほか、職員人件費であります。

2目公共下水道事業費7億296万4,000円は、前年度当初対比6,313万2,000円の増であります。委託料や工事請負費などの増によるものであります。

内訳は、公共下水道維持保全費では、マンホールポンプの維持、保全に必要な光熱水費、修繕料、雨水管渠内の清掃や污水管渠調査の業務委託料、マンホールぶたの交換などの工事請負費を、公共下水道事業費（補助）では、委託料として三本松地区などの測量設計のほか、污水管路の更生及び浄水センター設備等の計画策定業務委託などを、工事請負費では、三上、金瓶地区などの污水管布設や浄水センター施設更新工事などを計上し、公共下水道事業費（単独）では、久保手地区の設計、計画策定業務委託などのほか、単独分の三上地区などの污水管布設や公共汚水ます設置、マンホールぶた改築などの工事請負費のほか、職員人件費などの措置であります。

3目浄水センター費1億9,912万3,000円は前年度当初対比164万7,000円の減であります。電気料金の減などによる浄水センターの指定管理料の措置であります。

次のページをお開き願います。

2款公債費1項1目元金3億5,317万6,000円は、前年度当初対比2,370万5,

000円の減であります。市債残高約60億円の償還元金を措置し、2目利子1億168万5,000円は、前年度当初対比711万円の減であります。その利子などの措置であります。

3款予備費1項1目予備費86万円は、前年度当初対比22万5,000円の増額措置であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、165ページ、166ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金1項1目受益者負担金771万円は、前年度当初対比9万円の減であります。相生、三上地区などの受益者負担金として措置したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料5億600万円は、前年度当初対比30万円の増であります。下水道使用料として措置したものであります。

2項1目督促手数料5,000円は、前年度当初対比5,000円の減であります。督促手数料として措置したものであります。

3款国庫支出金1項1目下水道事業費国庫補助金2億6,730万円は、前年度当初対比2,010万円の増であります。社会資本整備総合交付金として措置したものであります。

4款繰入金1項1目繰入金2億5,167万3,000円は、前年度当初1,472万5,000円の減であります。一般会計からの繰入金の措置であります。

5款繰越金1項1目繰越金1万円、6款諸収入1項1目市預金利子1,000円、2項1目延滞金1,000円は、それぞれ存目程度の措置であります。

次のページをお開き願います。

3項1目雑入920万円は、前年度当初対比

998万円の減であります。東北中央自動車道整備関連の下水道管路移設補償費などを措置したものであります。

7款市債1項1目下水道事業債3億6,210万円は、前年度当初対比3,440万円の増であります。公共下水道事業に係る起債を措置するものであります。

次に、第2表債務負担行為について御説明申し上げますので、160ページをお開き願います。

第2表債務負担行為、下水道事業子育て世帯補助金ですが、期間を平成30年度から平成34年度までとし、限度額は平成30年1月から補助終了月までの間に支払う下水道使用料の2分の1相当額の累計額とするものであります。

次に、排水設備等設置改造資金利子補給につきましては、期間を平成30年度から平成34年度までとし、限度額は融資総額1,000万円の融資残高に対し、基準日における長期プライムレートに0.2%を加えた利率以内の割合で計算した額とするものであります。

次に、地方公営企業法適用基本計画策定業務について、期間を、平成30年度から平成31年度までとし、限度額を3,622万4,000円とするものであります。

次に、地方債について御説明申し上げます。

第3表地方債、起債の目的は、公共下水道事業、限度額は3億6,210万円。起債の方法は普通貸借または証券発行とし、利率は借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであり、償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。

ただし、財政上の都合により据置期間及び償

還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借換えすることができるものとします。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

**○尾形みち子委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を区分し、債務負担行為、地方債及び一時借入金は歳入とあわせて行います。

初めに、歳出について質疑、発言を許します。中川委員。

**○中川とみ子委員** 1款1項2目の部分でお伺いいたします。

3年前でしょうか、矢来の浸水被害があったのですが、そのための対策工事ということで矢来南町の浸水対策工事と受けとめてよろしいのでしょうか。

**○尾形みち子委員長** 上下水道課長。

**○秋葉和浩上下水道課長** 南町の工事につきましては、矢来南町地区の浸水対策工事として実施するものであります。

**○尾形みち子委員長** 中川委員。

**○中川とみ子委員** 二度とないようにと思っていましたので、ありがとうございます。

それで、工期とその南町のどの辺の部分か、もし大丈夫でしたらお願いします。

**○尾形みち子委員長** 上下水道課長。

**○秋葉和浩上下水道課長** 工事の概要でございませうけれども、まず1つは、雨水を一度ためる貯留施設を設けます。そこから水量調整しながら河川のほうに水を排出していくという形になります。順番としましては、まず、28年度から貯留槽のほうを手がけながら、29年度で貯留槽及びポンプ設備の設置のほうを実施していく考えでございませう。

場所につきましては、矢来のスーパーのとこ

ろに貯留施設を設け、そこから水路といいますか、南町と矢来のところのスーパーのところの貯留槽を設け、下流側にポンプを設置する考えであります。

具体的な工事の工期につきましては、平成29年度発注になりますので、その時点ではつきりしていきます。

**○尾形みち子委員長** 中川委員。

**○中川とみ子委員** 実は来週の13日に説明会があると伺っていますので、地元の方に丁寧な説明をお願いしたいと思います。

**○尾形みち子委員長** ほかに質疑はありませんか。枝松委員。

**○枝松直樹委員** 下水道、また新たに管を延長されるようですが、これはどこまでの延長で、いつごろまでこの計画は続いていくのか。

後の議案で浄化槽事業特別会計がありますが、本庄街道はたしか三上あたりで終わってその上は農集排になるんだと思いますけれども、そのところで、今回久保手も新たにやられるというんですかね、農集排、浄化槽、公共下水道とこの全体像がいつきちんと定まってくるのか、その辺のところはまだ私には見えておらなかったもので、お示しをいただければと思います。

そして、社会資本整備総合交付金ですか、これに該当するものと市単独と2つあるわけですが、そこはどこで峻別をされるのか、もしわかれば教えてください。

**○尾形みち子委員長** 上下水道課長。

**○秋葉和浩上下水道課長** 下水道の整備計画でございませうけれども、現時点での計画の中では、現在、本庄地区におきましては、三上地区までを実施しており、その後、皆沢地区を整備していく考えでございませう。そのほか、久保手地区を実施し、その後、金瓶地区を実施していく考

えでございます。

工事における単独と補助の違いでございますが、工事におきましては補助要件というのがございまして、いわゆる本管的な部分がございます、管路の設置におきましては。そういった部分についてが補助対象になりますけれども、引き込み管的な部分で受益者の方のところに管を延ばさなくてはいけないんですけれども、そこまでの接続部分であったり、そういった部分が単独という取り扱いになります。

○尾形みち子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 皆沢、久保手、金瓶という地区名が今出てきたわけでありますが、やっぱり利用者が多くないと、なかなかコスト的にもたないということがありますので、その辺で普及率、加入率というか、毎年、ふえてはいるんだと思いますけどもちょっと懸念される部分もありますので、住民からすると、利便性は高まるということになるんでしょうが、採算の面で非常に気がかりなので、その普及率についてお知らせください。

○尾形みち子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 普及率、大変大事なので、特に本庄街道、三上まで整備しましたけれども、普及率、加入率ですか、非常に低いということで困っているという状況にあります、はっきり申し上げまして。ですから、地区会長にお願いしたり、あるいは業者から勧めていただくとか、いろんな手だてをしているところでございますが、現時点までの整備については大変低いということで、今度、皆沢に延ばすわけですが、この件についても担当課のほうに、やはり整備はするけれども加入率どうなんだと、例えば農業集落排水はほとんど入るわけですけれども、自由といえ自由なんですよね。ですから、その辺

は、やはり投資対効果ということもございまして、皆沢地区に関しましては、そういった事前に説明をして、そして、やっぱり理解を得るといいたいでしょうか、ある程度の加入率がなければということも含めて対応するというので今、指示しているところでございます。

○尾形みち子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 加入率の関係でございましてけれども、平成27年度、市全体になりますけれども、約91.5%の水洗化率となっております。

本庄地区におきましては、現在、5割程度、3割から5割程度、地区によって違いますけれども、3割から5割程度の加入となっております。

○尾形みち子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 質疑はないものと認めます。

続いて、歳入、債務負担行為、地方債及び一時借入金について質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第9号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第9号平成29年度上山市公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第10号 平成29年度上山市  
農業集落排水事業特別  
会計予算**

○尾形みち子委員長 次に、議第10号平成29年度上山市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。農林課長。

〔前田豊孝農林課長 登壇〕

○前田豊孝農林課長 命によりまして、議第10号平成29年度上山市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

173ページをお開き願います。

平成29年度上山市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,200万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」によるものであります。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの

最高額は1億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算についてであります。重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、183ページ、184ページをお開き願います。

1款農業集落排水事業費1項1目農業集落排水施設管理費3,794万5,000円は、前年度対比827万8,000円の減であります。農業集落排水処理施設の機能診断調査委託料の皆減などによるものであります。

2款公債費1項1目元金7,933万6,000円は、前年度対比252万8,000円の増であります。これまでの建設事業に係る市債の償還元金を計上したものであります。

2目利子2,385万5,000円は、前年度対比219万円の減であります。市債の償還利子及び一時借入金の利子を計上したものであります。

3款予備費1項1目予備費86万4,000円は前年度対比6万円の減を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、181ページ、182ページをお開き願います。

1款使用料及び手数料1項1目使用料3,531万3,000円は、前年度対比41万4,000円の減であります。各施設の使用料を見込んだものであります。

2款繰入金1項1目繰入金7,227万7,000円は、前年度対比58万6,000円の減であります。一般会計からの繰入金であります。

3款繰越金1項1目繰越金10万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上したものであります。



4款諸収入1項1目市預金利子1万円は、前年度と同額であります。預金利子を計上したものであります。

5款市債1項1目農業集落排水事業債3, 430万円は、前年度対比100万円の増であります。償還額及び利子を軽減するため資本費平準化債を計上したものであります。

次に、第2表地方債について御説明いたしますので、176ページをお開き願います。

起債の目的は農業集落排水事業で、限度額は3, 430万円、起債の方法は普通貸借または証券発行とするものであります。利率は、借入先の協定によるものとします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法については、借入先の融資条件によるものとします。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借換えすることができるものとします。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○尾形みち子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、地方債及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。高橋義明委員。

○高橋義明委員 農業集落排水施設管理費の中で施設の点検委託料の皆減という御説明がございましたけれども、その点検の結果、修繕の必要性が生じたものがあるかどうか。そしてまた、その事業の負担についてはどのようになっているか、お知らせください。

○尾形みち子委員長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 施設の修繕に関しまして

は、毎年、小規模の修繕を行っております。

なお、機能診断調査事業につきましては、国の補助を受けて機能診断調査を行う予定でありましたが、平成28年度、採択になりませんでしたので、平成29年度の採択を目指して現在、申請中でございますので、機能診断調査による結果というのは、現在、ございません。

○尾形みち子委員長 ほかに質疑はありませんか。井上委員。

○井上 学委員 過去の予算特別委員会なんですが、使用料を算定する上で基準が年に1回だというふうなところを指摘させていただき、もう少し基準の見直しを年何回かに分けてやったらいいのではないかと提案させていただき、たしか改善されたと思います。そこで、今現在、年何回の基準というか、人数割の部分、算定しているのかをお聞きするとともに、それによる利用者の効果、またなかなか行政として業務が負担になるというふうな点も示されたかと思っただんですが、その点についての評価をお聞きします。

○尾形みち子委員長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 委員御指摘のとおり、農業集落排水施設を導入した当初は、年度当初、1回の利用者数を基準としておりましたが、その後、4月1日と10月1日を基準日としまして半年に1回、見直しをしているところでございます。

ただ、農業集落排水の施設の、いわゆるシステムそのものが、導入当初から何回か改修といいますか、入れかえとかをしておりますが、利用者数については紙ベースのものと住民基本台帳のデータとアナログチェックしているような状況ございまして、半年に1回でなく、もう少し利用者の利便を図るためにできないかという

ことで課内では検討しておりますが、なかなかその部分についてはちょっと難しい部分がございます。今後、システムの入れかえなんかも含めた根本的な部分も含めて今後、どうしていくかという話し合いをしている状況でございます。

○尾形みち子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第10号議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第10号平成29年度上山市農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第11号 平成29年度上山市  
介護保険特別会計予算**

○尾形みち子委員長 次に、議第11号平成29年度上山市介護保険特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔尾形俊幸健康推進課長 登壇〕

○尾形俊幸健康推進課長 命によりまして、議第11号平成29年度上山市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の185ページをお開き願います。

平成29年度上山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億6,600万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定めるものであります。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用であります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございますが、重複説明を避けるため事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳出から御説明いたしますので、200ページ、201ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費4,873万8,000円は、前年度対比119万5,000円の減であります。一般管理費では、電算システムの処理業務委託料などを計上したものであります。そのほか職員人件費でございます。

2項1目賦課徴収費260万円は、前年度対比2万3,000円の減であります。介護保険料の賦課徴収を行うため所要額を計上したも

のであります。

3項1目介護認定審査会費484万3,000円は、前年度と同額であります。毎週1回開催している介護認定審査会の運営経費を計上したものであります。

2目認定調査等費2,544万7,000円は、前年度対比6,000円の増であります。介護認定調査員の報酬、介護認定に係る主治医意見書の手数料、介護認定調査業務の委託料などを計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目趣旨普及費3万6,000円は、前年度と同額であります。介護保険事業のパンフレットなどを作成する費用であります。

5項1目運営協議会費29万7,000円は、前年度と同額であります。介護保険事業運営協議会の開催費用であります。

6項1目計画策定費40万円は、前年度対比皆増であります。第7期介護保険事業計画の策定に要する費用を計上したものであります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費12億8,283万円は、前年度対比3,584万5,000円の増であります。在宅における介護サービスを利用した場合に給付するもので、通所介護サービスなどの各種サービスの利用者見込みにより計上したものであります。

2目特例居宅介護サービス給付費50万円は、前年度と同額であります。緊急やむを得ない理由で、要介護認定前に居宅介護サービスを利用した場合の給付費であります。

3目地域密着型介護サービス給付費6億7,113万円は、前年度対比2,175万8,000円の減であります。小規模特別養護老人ホームなどの各種サービス見込みにより計上し

たものであります。

4目特例地域密着型介護サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に地域密着型介護サービスを利用した場合の給付費であります。

5目施設介護サービス給付費11億8,500万円は、前年度対比1億6,013万8,000円の増であります。介護老人福祉施設、新設される介護老人保健施設などの施設の給付費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

6目特例施設介護サービス給付費50万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に施設介護サービスを利用した場合の給付費であります。

7目居宅介護福祉用具購入費456万円は、前年度対比8万1,000円の増であります。入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る給付費を計上したものであります。

8目居宅介護住宅改修費1,448万円は、前年度対比44万円の増であります。手すりなどの住宅改修に係る給付費を計上したものであります。

9目居宅介護サービス計画給付費1億6,012万円は、前年度対比341万2,000円の増であります。居宅介護支援事業所の介護サービス計画作成費用に係る給付費を計上したものであります。

10目特例居宅介護サービス計画給付費10万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に居宅介護サービス計画を利用した場合の給付費であります。

2項1目介護予防サービス給付費8,009万円は、前年度対比3,319万4,000円の減であります。在宅において利用する介護

予防通所リハビリテーションなどの介護予防サービス給付費を計上したものであります。

2目特例介護予防サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に介護予防サービスを利用した場合の給付費であります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費998万円は、前年度対比271万6,000円の減であります。介護予防小規模多機能型居宅介護などの給付費を計上したものであります。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に地域密着型介護予防サービスを利用した場合の給付費であります。

5目介護予防福祉用具購入費64万円は、前年度対比2万6,000円の減であります。入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る給付費を計上したものであります。

6目介護予防住宅改修費524万円は、前年度対比12万1,000円の減であります。手すりなどの住宅改修に係る給付費を計上したものであります。

7目介護予防サービス計画給付費1,398万円は、前年度対比67万9,000円の増であります。介護予防支援事業所の介護予防サービス計画作成費用に係る給付費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

8目特例介護予防サービス計画給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に介護予防サービス計画を利用した場合の給付費であります。

3項1目審査支払手数料387万円は、前年度対比11万1,000円の増であります。保険給付費の請求審査手数料を計上したもので

あります。

4項1目高額介護サービス費5,560万円は、前年度対比431万2,000円の増であります。利用者負担額が高額になった場合に支給するサービス費を計上したものであります。

2目高額介護予防サービス費22万円は、前年度と同額であります。要支援の方を対象に支給する高額サービス費を計上したものであります。

5項1目高額医療合算介護サービス費980万円は、前年度対比165万1,000円の増であります。医療と介護の利用者負担額が高額になった場合に支給するサービス費を計上したものであります。

2目高額医療合算介護予防サービス費22万円は、前年度と同額であります。要支援の方を対象に支給する高額医療合算サービス費を計上したものであります。

6項1目特定入所者介護サービス費1億4,239万円は、前年度対比279万8,000円の増であります。介護老人福祉施設などを利用した場合の食費及び居住費について、低所得者の負担軽減を図るため支給するサービス費を計上したものであります。

2目特例特定入所者介護サービス費5万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に施設などの食費及び居住費のサービスを利用した場合に支給するものであります。

次のページをお開き願います。

3目特定入所者介護予防サービス費25万円は、前年度と同額であります。要支援の方が短期入所生活介護などを利用した場合の食費について、低所得者の負担軽減を図るため支給するサービス費を計上したものであります。

4目特例特定入所者介護予防サービス費5万

円は、前年度と同額であります。要支援認定前に短期入所生活介護などの食費のサービスを利用した場合に支給するものであります。

3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金50万円は、前年度と同額であります。預金利子などを介護給付費準備基金に積み立てるため計上したものであります。

次に、4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（1号訪問・通所・生活支援）4,693万2,000円は、前年度対比904万2,000円の減であります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る要支援者及び基本チェックリストに該当する方を対象に、訪問型、通所型サービスなどを実施するため、給付費などの事業費を計上したものであります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費1,150万3,000円は、前年度対比39万5,000円の増であります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防ケアプラン作成相談業務などを地域包括支援センターに委託するための委託料として計上したものであります。

2項1目一般介護予防事業費2,020万8,000円は、前年度対比107万6,000円の増であります。一般高齢者を対象とした転倒予防教室などのほか、水中ストレッチ運動教室などを実施するための委託料などの事業費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目総合相談事業費1,031万2,000円は、前年度対比10万1,000円の増であります。高齢者の総合的な相談業務に関する事業を地域包括支援センターに委託する委託料及びコンピューター借上料を計上したものであります。

2目権利擁護事業費405万円は、前年度対比1万7,000円の増であります。高齢者の権利擁護に関する事業を地域包括支援センターに委託する委託料を計上したものであります。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,225万8,000円は、前年度対比155万2,000円の増であります。介護支援専門員などに対する個別相談や関係機関との協力支援体制を確立するための事業を地域包括支援センターに委託する委託料、及び電算システム保守管理委託料を計上したものであります。

4目任意事業費2,514万7,000円は、前年度対比9万円の減であります。認知症高齢者等見守り事業、配食サービス事業などの委託料及び高齢者の方を対象とする紙おむつ支給事業のための扶助費などを計上したものであります。

5目在宅医療・介護連携推進事業費37万7,000円は、前年度と同額であります。在宅医療と介護の連携を推進するため、関係機関による研修会や市民公開講座などを開催する費用を計上したものであります。

6目生活支援体制整備事業費3万1,000円は、前年度と同額であります。高齢者の生活支援の体制整備に向けた協議体の設置などに要する経費を計上したものであります。

7目認知症総合支援事業費619万円は、前年度対比26万4,000円の増であります。認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを設置するための委託料等を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目審査支払手数料18万4,000円は、前年度対比6万6,000円の減でありま

すが、地域支援事業費の請求審査手数料を計上したものであります。

5款公債費1項1目利子25万円は、前年度と同額であります。一時借入金の利子であります。

6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金110万円は、前年度と同額であります。被保険者の資格喪失などに伴う保険料の還付金であります。

2目第1号被保険者還付加算金1万円は、前年度と同額であります。還付に伴う加算金であります。

3目償還金1万円は、前年度と同額であります。国庫支出金精算返還金であります。

7款予備費1項1目予備費257万7,000円は、前年度対比95万3,000円の増であります。予備費として計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、194ページ、195ページをお開き願います。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料7億964万5,000円は、前年度対比793万3,000円の増であります。第1号被保険者の保険料所得段階区分見込みにより計上したものであります。

1節現年度分特別徴収保険料6億6,292万5,000円は、第1号被保険者の年金から特別徴収する見込み額を計上し、2節現年度分普通徴収保険料4,522万円は、市が直接徴収する見込み額を、3節滞納繰越分普通徴収保険料150万円は、過年度における滞納繰越介護保険料の徴収見込み額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料5万円は、前年度と同額であります。介護保険

料徴収に係る督促手数料であります。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金6億5,558万8,000円は、前年度対比1,578万4,000円の増であります。1節現年度分6億5,557万8,000円は、保険給付費に国の負担割合を乗じて計上したものであります。2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2項1目調整交付金2億3,563万4,000円は、前年度対比1,567万円の減であります。1節現年度分2億3,562万4,000円は、保険給付費の実績見込みにより計上したものであります。2節過年度分1万円は、存目程度計上したものであります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,576万5,000円は、前年度対比585万1,000円の減であります。1節現年度分1,575万5,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に国の負担割合を乗じて計上したものであります。2節過年度分1万円は、存目程度計上したものであります。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合以外地域支援）2,276万2,000円は、前年度対比71万9,000円の増であります。1節現年度分2,275万2,000円は、包括的支援事業・任意事業に国の負担割合を乗じて計上したものであります。2節過年度分1万円は、存目程度を計上したものであります。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金10億1,976万円は、前年度対比4,246万3,000円の増であります。1節現年度分10億1,975万円は、保険給付費に第2号被保険者の負担割合を乗じて計上したも

のであります。2節過年度分1万円は、存目程度を計上したものであります。

2目地域支援事業支援交付金2,207万1,000円は、前年度対比213万8,000円の減であります。1節現年度分2,206万1,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に第2号被保険者の負担割合を乗じて計上したものであります。2節過年度分1万円は、存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金5億2,806万円は、前年度対比3,350万2,000円の増であります。1節現年度分5億2,805万円は、保険給付費に県の負担割合を乗じて計上したものであります。2節過年度分1万円は、存目程度計上したものであります。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）985万3,000円は、前年度対比95万5,000円の減であります。介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に県の負担割合を乗じて計上したものであります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合以外地域支援）1,138万1,000円は、前年度対比36万円の増であります。包括的支援事業・任意事業費に県の負担割合を乗じて計上したものであります。

次に、6款財産収入1項1目利子及び配当金50万円は、前年度と同額であります。介護給付費準備基金の利子であります。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金4億5,525万円は、前年度対比1,895万7,000円の増であります。1節現年度分4億5,524万円は、保険給付費に市の負担割合を乗

じて計上したものであります。2節過年度分1万円は、存目程度を計上したものであります。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）985万3,000円は、前年度対比95万5,000円の減であります。介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に市の負担割合を乗じて計上したものであります。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合以外地域支援）1,138万1,000円は、前年度対比36万円の増であります。包括的支援事業・任意事業費に市の負担割合を乗じて計上したものであります。

4目低所得者保険料軽減繰入金446万8,000円は、前年度対比1万1,000円の増ですが、低所得者保険料軽減に係る繰入金を計上したものであります。

5目その他一般会計繰入金8,256万1,000円は、前年度対比73万7,000円の減であります。職員人件費を含む事務費繰入金を計上したものであります。

2項1目介護給付費準備基金繰入金7,136万8,000円は、前年度対比5,221万7,000円の増であります。介護給付費準備基金からの繰入金を計上したものであります。

8款繰越金1項1目繰越金1万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金であります。次のページをお開き願います。

9款諸収入1項1目第1号被保険者延滞金1万円は、前年度と同額であります。保険料に係る延滞金を存目程度計上したものであります。

2項1目預金利子1万円は、前年度と同額であります。預金利子を存目程度計上したものであります。

3項1目第三者納付金1万円は、前年度と同

額であります。交通事故等の第三者の行為によって生じた納付金を存目程度計上したものであります。

2目雑入1万円は、前年度と同額であります。他市町村からの介護保険認定調査料などを存目程度計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

**○尾形みち子委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、一時借入金及び歳出予算の流用を一括して行います。

質疑、発言を許します。井上委員。

**○井上 学委員** 歳出の1款3項介護認定の部分で去年も質疑させてもらった点ですが、障がい者控除対象者認定証の発行、発送についてです。これは本市では窓口に行って介護度等、医師の所見表を審査してもらって10分間程度かかったと思うんですが、それで発行してもらおうと。それを発行してもらおうと、確定申告においてだと思んですが、控除が受けられるという認定証なんですが、これは本市では窓口に行かないと対象になっているかどうかもわからないと。こういったことがあるというのは市報では知らせているということでしたが、去年の質疑の中では、山形市はある程度、そういった介護度を加味したりして認定して送付しているということで、窓口に出向く手間がなくやれるということで市民にいいようなことになっているんですが、それを本市でも行うべきだということで去年質疑させてもらって、健康推進課長からの答弁では、そういったことを山形でどのようにやっているかを確認し、可能であれば対応させていただきたいという答弁だったと思います。多分、ことしもそういうふうな送付はなかったと思いますが、今後、そのことについてどうな

のかということをお聞きして議論を深めていく中で、この障がい者控除対象者認定証について、本市においてどのくらい発行があるのか、またこれは多分その発行されるべき人がどれぐらいいるのかというのは、把握していれば教えていただきたいのですが、また、ことしにおいては、天童市でもそういった行政である程度、認定して発行しているという中で、特別障がい者の部分で要介護4または5の方には発行しているということで、要介護度4または5の方、どの程度、いらっしゃるかお示してください。

**○尾形みち子委員長** 健康推進課長。

**○尾形俊幸健康推進課長** まず、証明書の発行の件なんですけども、私どもも山形市等の状況を確認しておりますが、その中で、まず、山形市におきましては、要介護認定を受けていれば、基本的に普通障がい者もしくは特別障がい者という形に認定できるという状況になっておりますので、例えばお知らせにしろ、そういったものを一律で出しているということでございます。

本市の場合ですけれども、介護認定というのは、要件としてあるんですけども、例えば要支援者の場合であっても実際の認知の度合いであったり、生活の自立度、そういったものでさらに対象者については認定調査の主治医意見書とか、調査員の調査等のデータに基づいて、より多くの方に対象になっていただいているという現状がありますので、まずこの点は御理解をいただきたいという部分でございます。

また、証明書の発行ということでもございましたけども、その後、いろいろ検討させていただきまして、平成29年度からまず介護認定を申請されますと、その申請した時点で認定になれば、その通知が行くわけですけれども、その通



知にあわせてこういった障がい者の控除の制度がありますよということをまずお知らせすると、必ずしも全員が全員、税控除の対象になるということをごさいますので、その御家族の方ということになりますので、まずはそういう制度を知らせていただいて、また近くなりましたら、市報等で実際の手続ということで情報を提示していきたいと思っております。

控除の発行者数でございますけれども、27年度で84名、28年度今現在で85名というふうな数字でございます。

先ほど言ったような認知度、日常生活の自立度というものを含めた対象者ということで、その数からいきますと、1,800人ぐらいいらっしゃる、そういった状況でございます。

○尾形みち子委員長 井上委員。

○井上 学委員 ある程度前向きな答弁をいただいたかなと思うところなのですが、上山では、山形よりはそういった認定の幅が広いという認識でいいのかということが1点と、そうであれば、そこの部分の人はまた窓口に来て申請していただければいいというところで進めて、山形みたいに自動的に介護度に応じてやっているんだという部分にやってもらえれば、窓口に来ることも必要なくなってくるので市民としてはいいと思うので、その点お聞きしたいのと、あと1,800人対象がいて、そのうちの80人って物すごい、何%、5%くらいかな、ちょっとわからないですけども、それぐらいの人しか使っていないというのは、物すごく市民の不利益になっていると感じます。

私の試算なんですけど、確定申告において、ちょっと議論を限定させてもらうために特別障がい者の場合なんですけど、課税所得で200万円から300万円程度の方、多分この方、税率1

0%だと思うんですけども、この場合、同居の場合、基礎が58万円と特別障がいの部分で75万円、控除額が133万円、税額にすると、その10%なんで13万3,000円というふうな額が税的に優遇されると。施設入所等で同居でない方は、84万円の基礎とあと40万円のというふうな部分で控除額が88万円、10%で8万8,000円程度優遇されるという市民に、特に介護とか大変な部分でそういった税的な措置がなされていると思うので、そういった方が受けられないという方が1,700人以上いる可能性があるというのは本当にゆゆしきことだと思うんですが、市長、この件に関してもっと前進させていくような手だてを示していただけないでしょうか。

○尾形みち子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、1,700人が受けられないということでございますけれども、必ずしもそういうことではないと捉えております。

まず、基本的に申請していただくというのが原則なものですから申請主義という前提の中で、しかも認定したそのものの方というよりも、御家族の方が控除として必要とするという場合がありますので、そういった部分については、やはりこちらとしては、こういった制度があるということをお知らせした上で申請していただくことが第一義かなと思っております。

ただ、その状況によって、例えばどうしても申請ができないとか、そういった方がいらっしゃるようであれば、そういったものは今後、検討していきたいと考えております。

○尾形みち子委員長 井上委員。

○井上 学委員 課長の言うことはよくわかるんですが、昨年度は山形市、今度は天童市とい

うふうな形で進めているわけです。申請主義というふうなところがわかりつつなんですが、そういったことを行政間で格差があっては私はよくないと思うんですが、再度、市長、その点も含めて示していただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○尾形みち子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 これはそれぞれの市の考え方もあるだろうし、ただ、共通しているといえますでしょうか、どこの市も政策的なものでなければ同じくできるということは基本的に可能だと思いますし、その点、担当課長の説明があったわけですが、これからそういった方々が利用しやすいといえますでしょうか、手続等も含めて負担にならないような制度といえますでしょうか、そういうものはやっていくべきだと考えております。

○尾形みち子委員長 ほかに質疑はありませんか。守岡委員。

○守岡 等委員 2款1項の3目地域密着型介護サービス給付費ということで、今、高齢者がどんどんふえていてこの介護サービスもふえるのかなと思っていて、非常に気になったのはこの部分だけ減額になっているということです。これは多分、小規模多機能施設が影響しているのではないかと思うんですけれども、非常に小規模多機能というのは丸め料金で、必要でないサービスも全部組み込まれる仕組みになっていて、それは介護報酬がそうなっているので仕方がないと思うんですけれども、ただ、やっぱり利用する側からいうと、非常に料金が高くなってしまってそれでこのサービスがちよっと敬遠されているのかなと思ったんですが、どうでしょうか。

○尾形みち子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 地域密着型のほうの対前年度減に関してですけれども、こちらにつきましては、グループホーム、認知症対応型共同生活介護のほうの利用状況により、減の見込みをさせていただいております。

委員おっしゃいました地域密着型の一つであります小規模多機能型居宅介護なんですけれども、確かに第6期がスタートしたときには、大分新しい施設ができてそちらのほうにだけ集中して、大分周りの利用者が減ったという状況があったんですけれども、平成27年度になりますと、ほぼ全ての事業所さんのほうで定数並みくらいに増加しているという状況でございます。

○尾形みち子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 そうしますと、認知症というのも最近、すごくクローズアップされて重要な事業になっているんですけれども、それがこの減になっているというのは、どういう要因なんでしょうか。

○尾形みち子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 その原因というところは、正直詳細まで分析はし切れていないところはありますけれども、施設を利用しないからといって認知症の方が減ったという理解もしておりませんし、認知症の部分につきましては、そういった共同生活の部分だけではなく、新たな取り組みという形で認知症の総合支援事業の中でも対応させていただいているという状況でございます。

○尾形みち子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第11号議案に対する質疑を終結

いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第11号平成29年度上山市介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時17分 開議

○尾形みち子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
**議第12号 平成29年度上山市  
浄化槽事業特別会計  
予算**

○尾形みち子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第12号平成29年度上山市浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第12号平成29年度上山市浄化槽事業特別会計予算について御説明申し上げます。

214ページをお開き願います。

平成29年度上山市の浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,530万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、223ページ、224ページをお開き願います。

1款浄化槽事業費1項1目浄化槽管理費961万6,000円は、前年度当初対比2万6,000円の増であります。市管理浄化槽210基の法定検査や保守点検、清掃業務委託料などの措置であります。

2款公債費1項1目元金363万1,000円は、前年度当初対比7万7,000円の増で、2目利子182万8,000円は、前年度当初対比7万7,000円の減であります。内訳は、市債4件、起債残高約8,570万円の市債償還の元金及び利子の措置であります。

3款予備費1項1目予備費22万5,000円は、前年度当初対比2万6,000円の減額措置であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、221ページ、222ページをお開き願います。

1款使用料及び手数料1項1目浄化槽使用料936万円は、前年度当初対比3万4,000円の増であります。市管理浄化槽の使用料の措置であります。

2項1目督促手数料1万円は、存目程度の措置であります。

2款繰入金1項1目繰入金591万円は、前年度当初対比3万4,000円の減ですが、一般会計からの繰入金を措置し、3款繰越金1項1目繰越金1万円、4款諸収入1項1目市預金利子1万円は、存目程度の措置であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○尾形みち子委員長 これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第12号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 討論なしと認めます。採決いたします。

議第12号平成29年度上山市浄化槽事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第13号 平成29年度上山市  
施設貸付事業特別会計  
予算**

○尾形みち子委員長 次に、議第13号平成2

9年度上山市施設貸付事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔金沢直之財政課長 登壇〕

○金沢直之財政課長 命によりまして、議第13号平成29年度上山市施設貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の225ページをお開き願います。

平成29年度上山市の施設貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,500万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、234ページ、235ページをお開きください。

最初に、1款施設貸付事業費であります。1項施設貸付事業費1目総務管理費は3,454万円で、前年度対比1,186万6,000円の減ですが、一般管理費で、勝馬投票券払い戻し資金として株式会社ニュートラックかみのやまへの貸付金について、自己資金等で調達する方向に変えてきていることから減額するもので、そのほか施設貸し付けに係る総務的経費、消費税を措置するものであります。

2目施設管理費は、81万円で、前年度と同額であります。施設管理費で、飯舘場外発売所の施設及び設備の警備や保守に要する経費を措置するものであります。

2款1項1目基金積立金は50万円で、前年度と同額であります。施設貸付事業施設整備等基金利子の基金積立金を措置するものであります。

なお、平成28年度末の基金の残高は、2億6,000万円ほどと見込んでおります。

3款1項公債費1目元金は、4,660万9,000円で、前年度対比86万9,000円の増であります。ニュートラックいいたて建設に係る市債の償還元金であります。

なお、平成29年度末の市債残高は、2,619万2,000円となるものであります。

2目利子は、133万4,000円で、前年度対比86万8,000円の減であります。市債利子及び一時借入金利子であります。

4款1項1目予備費は、120万7,000円で、前年度対比13万5,000円の減とするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして、232ページ、233ページをお開きください。

1款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は、1,797万円で、前年度対比269万円の増であります。

場外発売施設に関する市有土地建物貸付料については、飯舘施設の除染作業用事務所としての貸付面積がふえたものであります。

2目利子及び配当金は、50万円で、前年度と同額であります。施設貸付事業施設整備等基金の利子を計上したものであります。

2款繰入金1項1目基金繰入金は、3,50

0万円で、前年度対比600万円の減であります。施設整備等基金からの取り崩しを措置するものであります。

3款1項1目繰越金は、150万円で、前年度対比131万6,000円の増であります。前年度繰越金を計上したものであります。

4款諸収入1項1目市預金利子は、1万円で、前年度と同額であります。歳計現金預金利子を計上したものであります。

2項貸付金元利収入1目勝馬投票券払戻資金貸付金元利収入3,001万2,000円で、前年度対比1,000万4,000円の減であります。勝馬投票券払戻資金貸付金の返還金とその利子を計上したものであります。

3項1目雑入は、8,000円で、前年度対比2,000円の減であります。拾得物満期分を計上したものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

**○尾形みち子委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○尾形みち子委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、議第13号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○尾形みち子委員長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第13号平成29年度上山市施設貸付事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきもの

と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

### 議第14号 平成29年度上山市 後期高齢者医療特別 会計予算

○尾形みち子委員長 次に、議第14号平成29年度上山市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔尾形俊幸健康推進課長 登壇〕

○尾形俊幸健康推進課長 命によりまして、議第14号平成29年度上山市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。予算書の236ページをお開き願います。

平成29年度上山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、247、248ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費310万4,000円は、前年度と同額であります。被保険者証の郵送料、コンピューターシステムの保守業務委託料などの管理経費を計上したものであります。

2項1目徴収費207万3,000円は、前年度対比35万1,000円の減であります。保険料通知書の郵送料、コンピューターの使用料及び賃借料を計上したものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億9,138万1,000円は、前年度対比326万2,000円の増であります。保険料等負担金などの納付金を計上したものであります。

3款公債費1項1目利子10万円は、前年度と同額であります。一時借入金の利子を計上したものであります。

4款諸支出金1項1目還付加算金1万円は、前年度と同額であります。保険料の還付加算金を計上したものであります。

2目過誤納還付金100万円は、前年度と同額であります。過年度に納付された保険料の還付金を計上したものであります。

5款予備費1項1目予備費233万2,000円は、前年度対比108万9,000円の増であります。予備費として計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。243ページ、244ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料2億1,493万5,000円は、前年度対比11万4,000円の増であります。被保険者数及び軽減措置等を勘案して計上した

ものであります。

2目普通徴収保険料5,252万8,000円は、前年度対比73万2,000円の増であります。1節現年度分5,221万9,000円は、普通徴収者の軽減措置等を勘案して計上し、2節滞納繰越分30万9,000円は収納見込み額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料5万円は、前年度と同額であります。後期高齢者医療保険料の徴収に係る督促手数料であります。

3款繰入金1項1目事務費繰入金1,700万1,000円は、前年度対比106万8,000円の増であります。広域連合の事務費負担に係る繰入金を計上したものであります。

2目保険基盤安定繰入金1億690万7,000円は、前年度対比134万8,000円の増であります。保険料の軽減措置に対する繰入金として計上したものであります。

3目その他繰入金801万9,000円は、前年度対比73万8,000円の増であります。一般管理費及び徴収費等の経費に対する繰入金として計上したものであります。

4款繰越金1項1目繰越金1万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上したものであります。

5款諸収入1項1目延滞金1万円は、前年度と同額であります。保険料に係る延滞金を存目程度計上したものであります。

2項1目還付加算金1万円は、前年度と同額であります。保険料の還付加算金として広域連合からの歳入を計上したものであります。

2目保険料還付金50万円は、前年度と同額であります。広域連合からの保険料還付金を計上したものであります。

3項1目預金利子1万円は、前年度と同額であります。預金利子を存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目雑入2万円は、前年度と同額であります。広域連合の事務費負担金に係る決算剰余金等を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

**○尾形みち子委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○尾形みち子委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、議第14号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○尾形みち子委員長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第14号平成29年度上山市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○尾形みち子委員長** 異議なしと認めます。

よって、議第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

## 議第15号 平成29年度上山市 水道事業会計予算

○尾形みち子委員長 最後に、議第15号平成29年度上山市水道事業会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第15号平成29年度上山市水道事業会計予算について御説明申し上げますので、水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

総則、第1条、平成29年度上山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとするものであります。(1)給水戸数1万600戸、(2)年間給水量365万立方メートル、(3)1日平均給水量1万立方メートル、(4)主な建設改良事業、配水管布設替工事等。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

収入、第1款水道事業収益を8億3,100万円とするものであります。内訳は、第1項営業収益7億6,155万6,000円、第2項営業外収益6,941万4,000円などです。

支出、第1款水道事業費用を8億2,800万円とするものであります。内訳は、第1項営業費用7億8,098万7,000円、第2項営業外費用4,662万3,000円などです。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不

足する額2億6,700万円は、過年度分損益勘定留保資金4,953万5,000円、当年度分損益勘定留保資金から1億7,746万5,000円、減債積立金から4,000万円で補填するものであります。

収入、第1款資本的収入は9,200万円とするものであります。内訳は、第1項企業債5,000万円、第4項工事負担金1,450万円、第6項国庫補助金1,540万円などです。

2ページをごらん願います。

支出、第1款資本的支出は3億5,900万円とするものであります。内訳は、第1項建設改良費3億1,621万9,000円、第2項企業債償還金4,278万1,000円です。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるものであります。

事項は、水道事業子育て世帯補助金、期間は、平成30年度から平成34年度、限度額は、平成30年1月から補助終了月までの間に支払う水道料金の2分の1相当額の累計額です。

企業債、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものであります。

起債の目的は、上水道事業、限度額は5,000万円、起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率は借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とします。

償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償



還もしくは低利に借換えすることができるものとします。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は、2億円と定めるものであります。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

(1) 営業費用と営業外費用の間、(2) 建設改良費と企業債償還金の間。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬものとします。

(1) 職員給与費7,103万8,000円、  
(2) 交際費2万円。

たな卸資産購入限度額、第10条、たな卸資産の購入限度額は1,000万円と定めるものであります。

次に、予算の明細について御説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開き願います。

資料1、収益的収支でございますが、収益的収入の第1款水道事業収益8億3,100万円は、前年度当初対比700万円の増を予定するものであります。

1項営業収益7億6,155万6,000円は、前年度当初対比34万4,000円の減であります。内訳は、1項1目給水収益7億3,018万8,000円は、前年度当初対比108万円の減であります。

2目一般会計負担金1,312万4,000円は、前年度当初対比23万5,000円の減

であります。旧小倉簡易水道減価償却費及び消火栓維持管理の負担金などを計上し、3目受託工事収益1万円は存目程度の計上であります。

4目その他営業収益351万4,000円は、前年度当初対比19万4,000円の増であります。給水装置工事申し込みに係る工事検査手数料及び開閉栓手数料などを計上し、5目受託金1,472万円は、前年度当初対比77万7,000円の増であります。下水道使用料の徴収事務受託金の計上であります。

2項営業外収益6,941万4,000円は、前年度当初対比734万4,000円の増であります。1目受取利息及び配当金に預金利息30万円を計上し、2目長期前受金戻入6,900万4,000円は、前年度当初対比745万7,000円の増であります。平成28年度以前の資産に対する戻入額を計上し、3目雑収益11万円は存目程度の計上であります。

3項特別利益3万円は、1目固定資産売却益、2目過年度損益修正益、3目その他特別利益に存目程度を計上するものであります。

次のページをお開き願います。

収益的支出の第1款水道事業費用8億2,800万円は、前年度当初対比600万円の増を予定するものであります。

1項営業費用7億8,098万7,000円は、前年度当初対比913万5,000円の増を予定するものであります。

内訳は、1目原水及び浄水費3億8,249万9,000円は、前年度当初対比183万8,000円の増であります。10節修繕費では大石配水池などの施設修繕、11節動力費では各施設の電気料、13節委託料は、各水道施設の電気計装設備の管理業務委託料など、15節受水費は、村山広域水道からの受水費用のほか、

職員人件費の計上であります。

2目配水及び給水費7,630万5,000円は、前年度当初対比45万4,000円の増であります。11節修繕費では漏水修理など、16節委託料では、量水器取りかえ、漏水調査のほか管路図修正などの業務委託料を計上し、3目受託工事費13万円は、前年度当初と同額の計上であります。

4目総係費5,200万円は、前年度当初対比87万円の増であり、12節手数料では、金融機関及びコンビニの取扱手数料を、次のページをお開き願います。18節で貸倒引当金繰入額、20節委託料は、検針業務委託料などを、21節補助金では子育て世帯補助金の計上であります。

5目減価償却費2億6,155万3,000円は、前年度当初対比597万3,000円の増となったものであります。有形固定資産減価償却費の計上であります。

6目資産減耗費810万円は、前年度当初と同額で、2節固定資産除却費などを計上し、7目その他営業費用40万円は、前年度当初と同額で、量水器の売却原価などの計上であります。

2項営業外費用4,662万3,000円は、前年度当初対比313万5,000円の減を予定するものであります。

内訳は、1目支払利息2,811万3,000円は、前年度当初対比72万5,000円の減であります。1節企業債利息では、企業債償還利息の計上であります。

2目繰延勘定償却820万2,000円は、前年度当初対比241万円の減で、管路図等の開発費償却を計上し、3目消費税1,000万円、4目雑支出30万8,000円は、前年度

当初と同額を計上するものであります。

3項特別損失1万円、4項予備費38万円は、前年度当初と同額計上するものであります。

次のページをお開き願います。

資料2の資本的収支について御説明申し上げます。

資本的収入、第1款資本的収入9,200万円は、前年度当初対比1,400万円の増を予定するものであります。

内訳は、1項1目企業債5,000万円は、前年度当初と同額計上であります。配水管布設替工事などに充てるための借入金を計上し、2項1目加入金267万8,000円は、前年度当初対比4万3,000円の増であります。給水装置新設などの加入金の計上であります。

3項1目他会計負担金941万2,000円は、前年度当初対比570万7,000円の増であります。消火栓の更新などを一般会計からの負担として計上し、4項1目工事負担金1,450万円は、前年度当初対比1,000万円の増であります。高速道路や下水道工事に関連した負担金の計上であります。

5項1目固定資産売却代金1万円は、存目程度の計上であります。

6項1目国庫補助金1,540万円は、前年度当初対比175万円の減であります。生活基盤施設耐震化交付金の計上であります。

資本的支出、第1款資本的支出3億5,900万円は、前年度当初と同額計上するものであります。

内訳は、1項建設改良費3億1,621万9,000円は、前年度当初対比501万2,000円の減であります。1目配水管布設費3億975万円は、前年度当初対比440万円の減であります。老朽管更新や高速道路に関連し

た配水管移設の設計委託料や工事請負費のほか、民間開発に伴う配水管布設工事補助金などの計上であります。

2目固定資産購入費172万8,000円は、前年度当初対比69万2,000円の減であります。鉄管探知機や給水タンク購入費の計上であります。

3目リース債務支払額474万1,000円は、前年度当初対比8万円の増であります。リース料支払額元本相当分の計上であります。

2項1目企業債償還金4,278万1,000円は、前年度当初対比501万2,000円の増であります。企業債償還元金を計上したものであります。

次に、平成29年度の資金の収支について御説明申し上げますので、5ページにお戻り願います。

説明書2、平成29年度上山市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。当年度純利益からその他流動負債の増減額までの小計2億4,301万1,000円に、利息及び配当金の受取額、利息の支払い額を増減し、業務活動によるキャッシュ・フロー合計を2億1,533万8,000円と予定するものであります。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。有形固定資産の取得による支出から一般会計または他の特別会計からの繰入金による収入までの投資活動によるキャッシュ・フロー合計を、マイナス2億3,463万円と予定するものであります。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入から、リース料の元本支払い額までの小計

247万8,000円からリース料利息の支払い額13万円を差し引き、財務活動によるキャッシュ・フロー合計を234万8,000円と予定するものであります。

業務活動、投資活動、財務活動それぞれのキャッシュ・フロー合計の結果、資金の減少額が1,694万4,000円となり、資金の期首残高4億7,549万8,000円から差し引き、資金の期末残高を4億5,855万4,000円と予定するものであります。

次に、平成29年度の予定貸借対照表について御説明申し上げますので、10ページをお開き願います。

説明書5、平成29年度上山市水道事業予定貸借対照表。

資産の部であります。1、固定資産、(1)有形固定資産は、イ、土地からリ、リース資産までの減価償却を行い、有形固定資産合計を49億1,905万2,000円に、(2)無形固定資産の施設利用権を前年度同額の118万2,000円を見込み、固定資産合計を49億2,023万4,000円と予定するものであります。

2、流動資産は、(1)現金預金から(3)貯蔵品までの流動資産合計を5億3,087万5,000円とし、3、繰延勘定(1)開発費は596万1,000円で、資産合計を54億5,707円と予定するものであります。

次のページをお開きください。

負債の部であります。4、固定負債は、(1)企業債、(2)リース債務で、固定負債合計16億5,058万1,000円とし、5、流動負債は、(1)企業債から(5)預り金まで、流動負債合計2億4,988万7,000円とし、6、繰延収益は、(1)長期前受金か

ら（２）長期前受金収益化累計額を差し引き、繰延収益合計を１０億４，２８６万４，０００円とし、負債合計を２９億４，３３３万２，０００円と予定するものであります。

資本の部、７、資本金（１）自己資本金は２１億９，３１９万６，０００円で、８、剰余金（１）資本剰余金は、イ、受贈財産評価額で、資本剰余金合計５９５万３，０００円に、（２）利益剰余金は、イ、減債積立金からハ、当年度未処分利益剰余金まで、利益剰余金合計３億１，４５８万９，０００円とし、剰余金合計を３億２，０５４万２，０００円と予定するものであります。

その結果、資本合計は２５億１，３７３万８，０００円となり、負債・資本合計は５４億５，７０７万円と予定するものであります。

なお、６ページからの給与費明細書、その他の説明書等につきましては、説明を省略させていただきますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○尾形みち子委員長 これより質疑に入ります。質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。棚井委員。

○棚井裕一委員 平成２８年度末の水道管の耐震化率をお伺いします。

○尾形みち子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 平成２８年度末の耐震化率でございますが、約１３％を見込んでおります。

○尾形みち子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 内訳として導入管、送水管、配水管、それぞれ内訳と、あと、平成２９年も耐震化工事を行うみたいですが、あわせて

平成２９年度末の耐震化率の予定をお知らせください。

○尾形みち子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 耐震化率についてでございますが、各分野ごとには分けてはおりませんが、平成２９年度末における耐震化率は、全体として約１４％を見込んでおります。

○尾形みち子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 一応基幹というか、一番基幹となる導入管及び送水管というのは、もちろん、そちらのほうを優先して行っていってほしいんじゃないでしょうか。

○尾形みち子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 確かに重要になる導入管、送水管のほうは重要ではございますけども、今は老朽度が進んでいる管をまずは着手しております。導入管、送水管につきましても、年次計画の中で速やかに対応していきたいというふうに考えております。

○尾形みち子委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松委員。

○枝松直樹委員 総水収益、前年度対比１０８万円の減と説明がありましたけれども、これの主な理由などを聞かせてください。

それから、高速道路の件が出てきておりましたけど、どういった本会計に対する影響というのはあったのでしょうか。

○尾形みち子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 収入の減の理由ということでございますが、大きなものとしては、給水収益のほうで減額を見込んでおります。給水収益の減額につきましては実績から見込んだものであり、平成２８年度の使用水量から見込んだ数値となっております。

高速道路との関連でございますが、水道事業

においては、高速道路の関連の事業についてはあと1カ所残すのみとなりましてほぼ完了しているということから、大きな影響というものは考えておりません。

○尾形みち子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 ちょっと理解ができないところがあったので。

長期休業している旅館などもあって、どんな要因があってこういう水道料金が下がってきているのか、収益が下がっているのかということを知りたいわけでありまして、入湯税なんかも大分下がったわけでありまして、そこが一番大きな原因なのか、ただ、1つの大きいところで108万円というのは、もっと下がるのかなと思っていたものですから、その辺、ちょっともう少しわかれば聞かせてください。

そして、高速道路で水を使うと。そのことというのは、この先、どうなっていくのか、もうちょっと詳しく聞きたいと思ったんですが。

○尾形みち子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 今回減っているという料金に対しましては、やはり高速道路関係というのは若干影響はしているというふうに判断しております。といいますのは、高速道路の工事に係る部分で大分水道量が使用されているということとか、それに伴う作業員の方が若干ふえているということからの増加ということなのですが、平成29年度では大分落ちつくであろうという見込みから、そういうことの影響も考慮した数字となっております。

○枝松直樹委員 ふえる要因と減る要因があると。高速道路関係は落ちつくから減るだろうと。あそこの長期休業もあると。だけどマイナス108万円というのは少ないなと思ったものですから、その辺の中身がわかればということであ

って、再度質問します。

○尾形みち子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 確かに長期休業の部分につきましては減額になりますけれども、もともと井戸水を使っているところでありまして、大きく減少の要因としては、余り大きいものとしては見込んでおりません。結果、100万円程度ということの減額で推移するだろうと見込んだところでございます。

○尾形みち子委員長 ほかに質疑はありませんか。川崎委員。

○川崎朋巳委員 給水戸数と年間給水量についてです。本市の給水というのは、ほぼたしか99%超、村山広域水道からの受水だったと記憶しております。それで、村山広域水道と本市の受水に関する契約は、平成何年度までであったかについてお知らせください。

○尾形みち子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 契約の期間でございますが、平成29年度までの契約で、平成30年度からは新たな契約となる見込みでございます。

○尾形みち子委員長 川崎委員。

○川崎朋巳委員 本市にも、例えば新たな企業の立地であったりという側面のほかに人口減少という問題を抱えています。今後の村山広域水道との受水に関する契約いかに、本市市民の水道料金負担の軽減という部分にもつながってこようかと思えます。契約に当たっては、給水戸数であったり、その他本市の今後の要因をどのように考えて契約に当たる予定であるのか、現状、わかる範囲であれば教えてください。

○尾形みち子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 平成30年度からの契約の概要ということだと思いますけれども、ま

ず1つは、県のほうの供給に関しての各料金設定、そういったものが新たに設定される場合があります。

あともう一つが、こちらのほうで受水する量というのがありまして、そういったものについては村山広域水道の施設を建設する時点から、ある程度の共通の負担をしながら建設しているという経過もありまして、ある一定の責任水量と申しまして各市町村で負担すべき水量というものがございます。そういったものについては、大きな変動はないのではないかと見込んでおりますので、実際の使用量に応じた部分だけの変動なので、そう大きな差は生じないのではないかと現時点では見込んでおるところでございます。

○尾形みち子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第15号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第15号平成29年度上山市水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審

査は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは、正副委員長に一任することに決しました。

## 閉 会

○尾形みち子委員長 これにて予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時08分 閉 会